

改正航空法による150m超飛行の申請方法

1.概要

2.クラブによる包括申請

3.大会開催に伴う包括申請

条件:

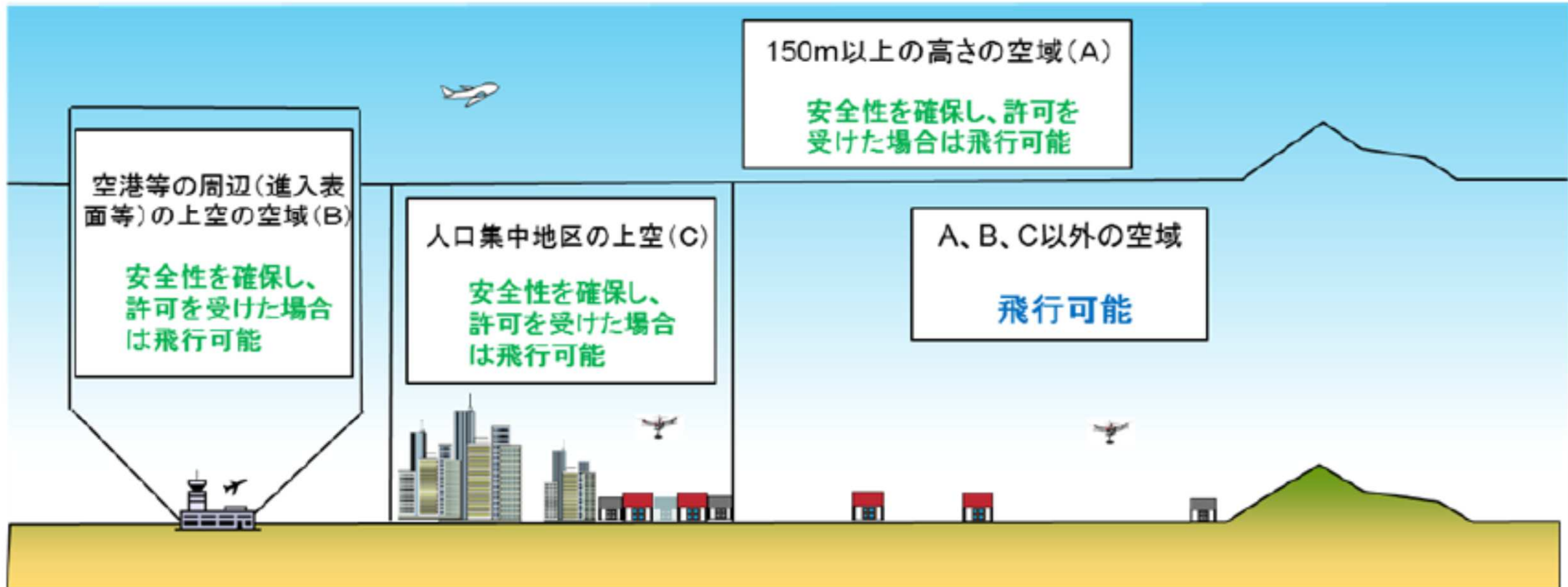
 模型飛行士(JPN番号)

 ラジコン操縦士

を有すること

3つの空域と6つの飛ばし方に承認が必要となった

1. 承認が必要な空域



(空域の形状はイメージ)

(国交省HPより)

(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

(B) 空港等の周辺の空域

(C) 人又は家屋の密集している地域の上空

2. 承認が必要な飛ばし方



(国交省HPより)

- (1) 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- (2) 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- (3) 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- (4) 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- (5) 爆発物など危険物を輸送しないこと
- (6) 無人航空機から物を投下しないこと

許可の内容によって、申請宛先が違う

内容	提出先
<p>(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域</p> <p>(B) 空港等の周辺の空域</p>	<p>管轄の空港事務所</p> <p>大阪空港事務所長 関西空港事務所長 八尾空港事務所長、</p>
<p>(C) 人又は家屋の密集している地域の上空</p> <p>(1) 日中(日出から日没まで)に飛行させること</p> <p>(2) 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること</p> <p>(3) 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること</p> <p>(4) 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと</p> <p>(5) 爆発物など危険物を輸送しないこと</p> <p>(6) 無人航空機から物を投下しないこと</p>	<p>国土交通省航空局安全部 運航安全課 無人航空機許可・承認担当</p> <p>国土交通大臣 殿</p>

KMAの対応状況

1. 国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 航空管制運航情報官 松下様を訪問して、下記について確認を行った(2016年1月14日)

(1) 競技会開催にあたり、許可申請方法の簡略化を相談する

① 競技会ごとに使用する空域が変化する

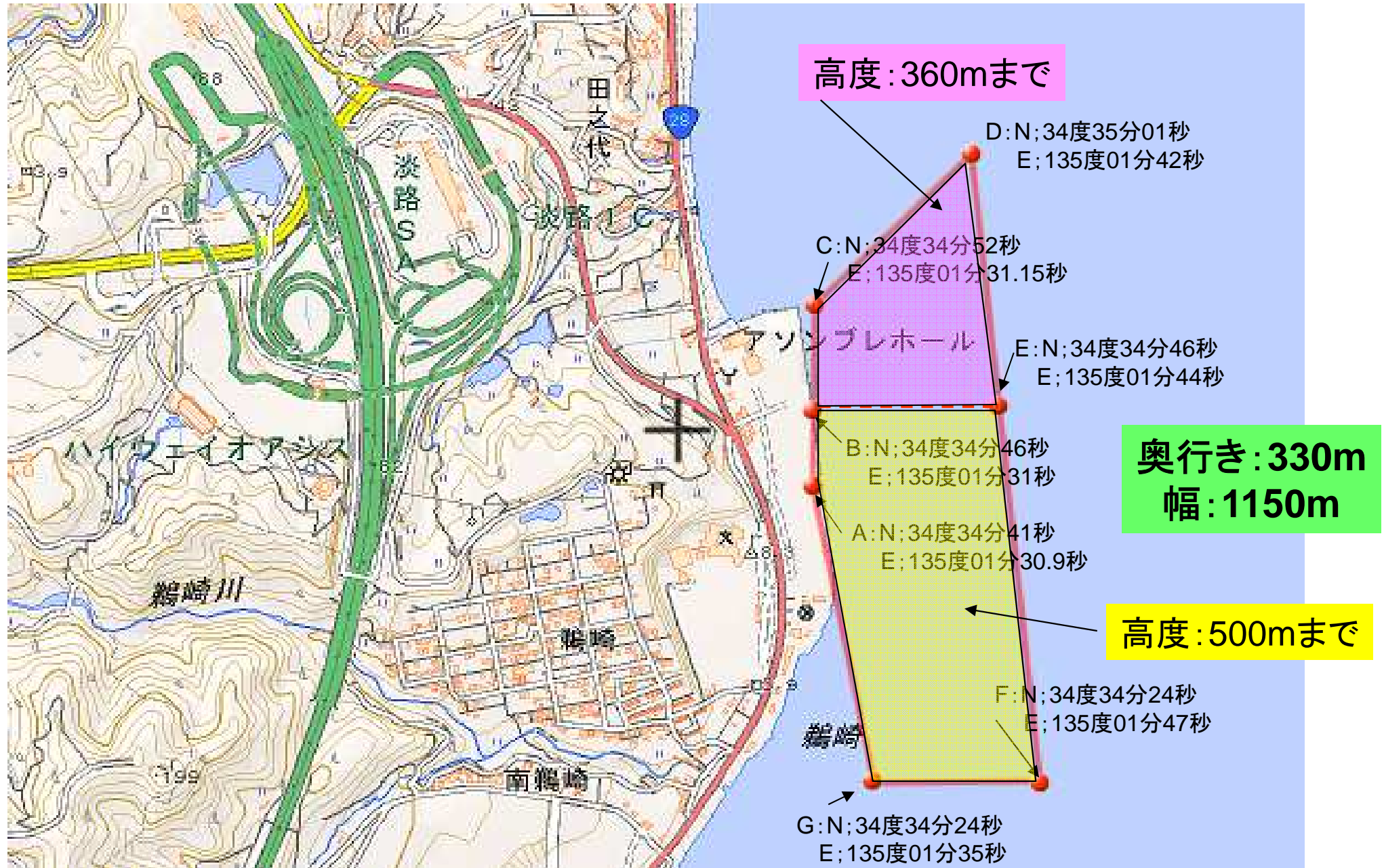
- ・ エリア(緯度、経度)と高度の関係を示して申請する(異なる空域を総合した形)
- ・ 上記空域(次ページ参照)においてKMA役員にて許可申請を出す:
⇒ **許可空域の明確化(許可番号:大運情第1241号)**

② 競技会ごとに次ページの空域書類と上記許可番号を添付して名簿と共に申請する
⇒ **迅速な対応が可能となる**

(2) 許可申請における質問(保険種類、民間訓練試験空域など)

- ・ 加入保険に関しては、日本航空連盟の**模型飛行士**(JPN番号)と電波安全協会の**ラジコン操縦士**については**機体の仕様、能力についての一部資料は省略可能**
- ・ 一般の損害賠償保険では、飛ばす機体(**機体ごとに1枚**)と操縦装置の仕様(**操縦装置ごとに1枚**)、および**操縦者の能力**に関する資料の提出が必要となる

KMA淡路市岩屋模型飛行場の飛行空域(申請許可エリア)



KMA淡路市岩屋模型飛行場で行われる予定の競技会は問題なく実施できます

改正航空法における高度150m超の許可申請のフロー

1. クラブ単位の包括申請の場合

許可は“人”、“場所”、“飛行機・操縦装置”を限定して行われる

必須条件：申請には模型飛行士またはラジコン操縦士に登録していること

(1) 日本模型航空連盟と日本ラジコン電波安全協会のホームページから、申請方法に関する資料をダウンロードする(日付の新しいものを使用すること)

“様式1～3”：書き方は連盟または協会の通りに記載する

“その他参考となる事項”および“備考”に関しては別ページに示す

“別紙1”：飛行空域図、無人航空機の特徴、操縦装置

空域調整にて条件が付された場合は、記載すること

“別紙2”：安全マニュアル；

ここに示される内容が含まれているクラブの独自マニュアルでもOK

ラジコン操縦士が入るとき：“別添”を追加

“別紙3”：申請するクラブ員の名簿

“別紙4、5”：仕様および模型飛行士の登録の保険資料

ラジコン操縦士が入るとき：“RCKのひな形の別紙4”を追加

ひと通り目を通して、申請内容、手順の概要を理解する

(2) 飛行空域の調整

飛行空域がわかる資料を下記へ送付し、問題がないことを確認する
条件が付されることがあり、内容は“**様式1の備考**”に記載する

・関西空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官 運航担当 嘉手納 匠吾様

072-455-1330 cab-kixjouhou@mlit.go.jp

・東京航空交通管制部 042-992-1181

ここは飛行空域の中心点付近の緯度経度を連絡

・消防や警察ヘリなどの管制空域の場合、その管制部と調整が必要となり、結果を“**様式1の備考**”に記載すること

・飛行空域がわかる資料の作り方

国土地理院 <http://maps.gsi.go.jp/> へアクセスする



← 作図などの機能

→ +印の経度、緯度、高度など情報を表示

地理院地図 (電子国土Web) 例: 鰺岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920

情報

機能

表示

ツール

3D

作図・ファイル

計測

現在位置

場所情報コード

共有

印刷

他のウェブ地図

住所: 兵庫県淡路市岩屋 (付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。)
34度35分4.07秒 135度1分7.98秒
34.584464,135.018883 ズーム: 12
UTMポイント: 53SNU01732696
標高: 43.6m (5m (レーザ))

表示値の説明

“機能”⇒“ツール”⇒“作図・ファイル”
“を順にクリックすると、点や線などを
描くことができる

これをクリックすると、+印の住所、経度、緯度、標高が表示される



作図・ファイル

📁 📄 📍 ✎ 🗨️ ● TEXT 📄

✓ 新規作図情報 0 編集 削除

文字を書く
円形エリアを描く
マークを付ける
矩形エリアを描く
線を引く

住所： --- (付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。)
34度34分39.46秒 135度1分49.07秒
34.577627,135.030298 ズーム: 15
UTMポイント: 53SNU02782621
標高: -----m (-----)

表示値の説明

地理院地図 (電子国土Web) 例: 剱岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE8369

情報

淡路S 淡路IC アソンプレホール

ハイウェイオアシス

鵜崎川 鵜崎 南鵜崎

別處 300 m

02/28 7774 02/27 24535 総計 13,140,19

住所: --- (付近の住所。正確な所屬を示すとは限らない。)
34度34分31.06秒 135度1分48.92秒
34.575295,135.030255 ズーム: 15
UTMポイント: 53SNU02782595
標高: ----m (----)

表示値の説明

作図・ファイル

アイコン: ● 拡大率: 1.0

名称: (例:A図書館)

自由文入力に切替

項目名	値
(例:営業時)	(例:10時~18時)

確定 終了

マーカーを置くポイントをクリック

マークを置くときの画面

申請しようとする飛行エリアにマークを付けて、その後、線を描くとやりやすい。
後ほど、位置修正は可能です。

(3) 民間訓練試験空域の調整: 該当地域のみ

飛行空域がわかる資料を下記へ送付し、問題がないことを確認する
条件が付されることがあり、内容は“**様式1の備考**”に記載する

航空交通管理センター 管理管制官事務室 空域管理担当 西森様

092-608-8866

nishimori-s07af@mlit.go.jp

(4) 様式1、2、3を作成;そのときのポイント

“その他参考となる事項”欄の記入

・保険に関して

■加入している(■対人■対物)

保険会社名:東京海上日動火災保険株式会社(JPN)、
AIU損害保険株式会社(RCK)

別紙3のとおり。

商品名:個人賠償責任保険

補償金額:(対人、対物)1事故あたり1億円

・同時飛行の有無を記載:行う場合は機数も記載

例:“同時飛行は3機まで行う(150mを超えないものも含めて)”

・“飛行を行わなくなった場合、大阪空港事務所航空管制運航情報官(TEL06-6843-1124)へ連絡する”と記載する(申請先が大阪空港事務所の場合)

これは河川工事などで長い期間、飛行ができない状況のときに連絡する

“備考”欄の記入

調整した結果を記載する

・飛行空域に関して、東京航空交通管制部へ問い合わせ、高度xx mまでの飛行であれば問題ないとの回答を受けた。

平成x1年y1月z1日 東京航空交通管制部 道川様対応

・飛行空域に関して、関西空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官 運航担当へ問い合わせ、高度xx2 mまでの飛行であれば問題ないとの回答を受けた。

平成x2年y2月z2日 関西空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官 嘉手納様対応

・民間訓練試験空域に関して、航空交通管理センター 管理管制官事務室 空域管理担当へ問い合わせ、高度xx3 mまでの飛行であれば問題ないとの回答を受けた。

平成x3年y3月z3日 航空交通管理センター 管理管制官事務室 空域管理担当 西森様対応

それぞれにて飛行空域の調整を行った際に、条件が付されることがある。
その条件を**そのままの文言**にて“様式1の備考”に記載すること

(5) 申請先

・兵庫県、京都府、滋賀県、大阪府(下記の地域に注意)

560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3-371

大阪空港事務所 管制保安部 航空管制運行情報官 宛

e-mail: cab-itm_info132@mlit.go.jp 06-6843-1127

・和歌山県、大阪府のうち堺市(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡

549-0011 大阪府泉南郡田尻泉州空港中1

関西空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官 宛

e-mail: cab-kixinfo@mlit.go.jp 072-455-1334

・奈良県、大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては大阪市及び堺市のうち北緯三四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。)

581-0043 大阪府八尾市空港 2-12

八尾空港事務所 航空管制運航情報官 宛

e-mail: cab-yaojouhou@mlit.go.jp 072-992-9021

申請書類を送付する際は、許可書(A4を3枚以上)を返信する封筒を同封すること。

返信封筒には宛先を記入し、切手をはること 定型封筒:92円(25g以上50g未満)が望ましい

2. 大会開催に伴う許可申請(開催ごとに申請する)

- (1) 日本模型航空連盟と日本ラジコン電波安全協会のホームページから、申請方法に関する資料をダウンロードする(日付の新しいものを使用すること)

記載方法は様式1, 2, 3に関して資料の記載例のとおりとする。

様式1の“備考”に

「飛行経路に関しては、2016年2月2日付「無人航空機の飛行に係る許可書」大運情第1241号で許可を受けた空域を使用する」
を記載する。

別紙1: 飛行空域

別紙2: 安全規則

別紙3: 参加者名簿(JPN番号、ラジコン操縦士番号を記載)

別紙4: 仕様限界、保険資料

別紙5: 開催要項を添付すること

ご清聴を頂き、ありがとうございました